

○ バリアフリー改修

一定の条件を満たすバリアフリー改修工事を実施した住宅について、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税を減額します。

★対象となる住宅

- ・平成 19 年 1 月 1 日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)
- ・併用住宅は、居住部分の床面積が 2 分の 1 以上
- ・申告時に次のいずれかの方が居住していること

(1)65 歳以上の方 (2)要介護及び要支援認定を受けている方 (3)障害のある方

・高齢者などの居住の安全性及び介助の容易性の向上のため、次のいずれかの改修が行われた住宅

- (1)廊下などの拡幅、(2)階段の勾配緩和、(3)浴室の改良、(4)トイレの改良
- (5)手すりの取り付け、(6)床の段差の解消、(7)引き戸への取り替え
- (8)床の表面の滑り止め

- ・上記に該当する工事費が 30 万円以上の住宅(補助金などを除いた自己負担額)
- ・平成 28 年 3 月 31 日までに改修工事を実施した住宅

★減額割合及び期間

改修工事が完了した翌年 1 年度分 1 戸当たり 100 平方メートルまで 3 分の 1 減額

★手続き方法

この減額制度の適用を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後 3 月以内に必要書類を添付した申告書を提出して下さい。

税務課へ提出する書類	
申告書	税務課に備え付けてあります。
バリアフリー改修工事の内容及び費用が確認できる書類	バリアフリー改修工事見積書(コピー可)
バリアフリー改修工事に係る費用を証明する書類	バリアフリー改修工事費用の領収書(コピー可)
バリアフリー改修工事の施工前・施工後を確認できる書類	バリアフリー改修工事の施工前・施工後の写真
補助金などの交付決定を証明する書類	・住宅建築塔補助金交付決定通知書(商工観光課) ・住宅改修費支給決定通知(福祉課) ・住宅改造助成決定通知書等
次のいずれかの書類	・65 歳以上の方の住民票又は運転免許証のコピー ・介護保険被保険証のコピー ・身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳のコピー

※ 新築住宅に対する減額措置又は住宅耐震改修に対する固定資産税の減額措置を受けている期間は、減額の対象になりませんが住宅省エネ改修とは併用できます。1 戸につき一度しか受けることはできません。